（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「指揮通信システム部」を「後方計画部」に改める。

第五十八条第五号中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改める。

第六十二条第二号中「指揮通信システム運用課」を「首席指揮通信システム官」に改める。

第六十四条第一号中「人事教育課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官」を「他課及び首席指揮通信システム官」に改める。

第六十五条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に、「指揮通信システム企画課及び首席後方補給官」を「後方計画課、衛生計画課及び首席指揮通信システム官」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画に必要な装備体系の研究に関すること。

第六十六条を次のように改める。

（後方計画部の分課）

第六十六条　後方計画部に、次の二課を置く。

後方計画課

衛生計画課

第六十七条（見出しを含む。）中「指揮通信システム企画課」を「後方計画課」に改め、同条第一号中「指揮通信に係るもの及び宇宙に関する領域」を「調達、補給、整備、輸送及び施設」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　行動の計画に関し必要な調達、補給、整備、輸送及び施設の計画に関すること。

第六十八条を次のように改める。

（衛生計画課）

第六十八条　衛生計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（保健衛生に係るものに限る。）に関すること。

二　行動の計画に関し必要な保健衛生の計画に関すること。

第六十九条第二項中「及び防衛計画部」を「、防衛計画部及び後方計画部」に改める。

第七十三条（見出しを含む。）中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改め、同条第三項第一号中「調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設」を「指揮通信」に改め、同項第二号中「調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設の計画」を「通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第六十二条第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

四　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関すること。

第八十七条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第九十三条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改め、「（保健衛生に係るものを除く。）」を削る。

第百二十七条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第百二十七条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改め、「保健衛生及び」を削る。

第百五十二条第一号中「第六十八条第一号」を「第六十七条第二号、第六十八条第二号」に改める。

第百五十五条第一号中「第七十三条第三項第二号」を「第六十七条第二号」に改める。

第二百二十二条中「首席後方補給官」を「首席指揮通信システム官」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十九」を「第三十条の二十三」に改める。

第一条の二第一項中「部隊」の下に「（主として海において行動する法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊を含む。）」を加える。

第二十一条中「ミサイル艇隊」の下に「、地区隊」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（地区隊）

第二十一条の二　地区隊は、地区総監部及び警備隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（地区総監）

第二十一条の三　地区隊の長は、地区総監とする。

２　地区総監は、海将をもつて充てる。

（地区隊の名称等）

第二十一条の四　地区隊及びその属する地方隊の名称並びに地区総監部の名称及び所在地は、別表第二の二のとおりとする。

第二十六条中「地方総監部」の下に「又は地区総監部」を加える。

第二十八条の十一中「航空医学実験隊」を「航空医学安全研究隊」に改める。

第二章第四節中第三十条の十九を第三十条の二十一とし、第三十条の十七を第三十条の十九とし、第三十条の十六を第三十条の十八とし、同条の前に次の二条を加える。

（統合作戦司令官）

第三十条の十六　統合作戦司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

２　統合作戦司令部の事務は、統合作戦司令官が掌理するものとする。

（統合作戦司令部）

第三十条の十七　統合作戦司令部に、統合作戦副司令官一人を置く。統合作戦副司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

２　統合作戦副司令官は、統合作戦司令部の隊務につき統合作戦司令官を助け、統合作戦司令官に事故があるとき、又は統合作戦司令官が欠けたときは、統合作戦司令官の職務を行う。

３　統合作戦司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

４　幕僚長は、統合作戦司令官を補佐し、統合作戦司令部の部内の事務を整理する。

５　統合作戦司令部に、所要の部及び課を置く。

６　前各項に定めるもののほか、統合作戦司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

第二章第四節に次の二条を加える。

（自衛隊海上輸送群）

第三十条の二十二　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊海上輸送群を置く。

２　自衛隊海上輸送群は、自衛隊海上輸送群司令部及び海上輸送隊二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（自衛隊海上輸送群司令）

第三十条の二十三　自衛隊海上輸送群の長は、自衛隊海上輸送群司令とする。

２　自衛隊海上輸送群司令は、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐をもつて充てる。

第三十一条中「職は」の下に「、統合作戦司令官」を加える。

第百四条第一項中「地方総監」の下に「、地区総監」を加える。